

大田市告示第61号

大田市創業等信用保証料補助金交付要綱（令和5年大田市告示第62号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月24日

大田市長 楫野弘和

第3条の表を次のように改める。

補助金の名称	大田市創業等信用保証料補助金
補助金交付の目的	保証協会が行う「創」を支援することにより、市内の起業・創業環境の充実及び意識の醸成を図ることを目的とする。
補助金の交付対象である事務又は事業の内容	「創」の成約。ただし、令和5年4月1日以降に「創」の申込受付をし、令和9年3月31日までに金融機関から成約者に貸付が実行された分までを対象とする。
補助対象経費	保証協会が信用保証料徴収規程に従い算定した「創」に係る信用保証料とする。ただし、事業者選択型経営者保証非提供制度を適用することで生じる信用保証料の上乗せ部分については事業者負担とする。
交付の率又は金額	補助対象経費と市が補助対象信用保証率として定める0.45を用いて算出した額（1円未満切捨て）とし、100万円を上限とする。
補助事業者	保証協会
終期	令和9年3月31日

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。